

# 福島県デジタル環境整備 補助金事業募集要領

## 目的

県内の建設産業においては、担い手の確保や育成が求められていることから、デジタル技術の活用による働き方改革として、企業における**研修費やシステム導入費用等を補助**します。

## 対象者

福島県内に主たる営業所を置く福島県建設工事等請負有資格業者名簿に登載されている「建設業者」及び「建設コンサルタント」

## 募集期間

令和8年6月11日（木）～令和8年7月7日（火）

※ 補助金を希望される方は、第1号様式に必要な書類を添えて、福島県土木部技術管理課へ郵送、持参してください。（郵送は当日消印有効。）

## 対象事業

令和8年5月1日（金）～令和9年2月28日（日）に実施・購入した、又は実施・購入するものかつ令和9年2月28日（日）までに納品・支払いを完了するもの。  
ただし、国や地方公共団体等が交付する補助金等の対象である経費は対象外。

- 新規入職者人材育成研修費  
新規入職者対象の講習会等の受講費、  
講習会等開催のための講師謝金、会場費、テキスト等の経費
- バックオフィス導入費  
バックオフィス業務に関するソフトウェア等の導入経費  
バックオフィス担当者がスキルアップのために、講習会等の受講費又は講師経費
- ICT機器類導入費  
ICT建設機、ICT測量機器、3次元設計ソフトウェアの導入経費

## 補助金額・補助率

補助金申請額は1万円未満を切り捨てとします。消費税抜。

対象事業	上記(1)	上記(2)	上記(3)
補助金額	上限20万円	上限30万円	上限100万円
補助率	1/2以内	1/2以内	1/2以内

## 交付決定の方法

- 応募多数の場合、事務局にてくじ引きを行い、くじの先行順で交付相手を決定します。  
くじ引きは、立会人が同席のもとWEB公開で行います。
- 詳細は決まり次第技術管理課HPでお知らせします。

## 申請先・問い合わせ先

福島県土木部技術管理課（技術指導担当）  
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16（本庁舎4階）  
TEL：024-521-7460

福島県デジタル環境整備補助金

検索

まずは、  
お気軽にご相談ください。  
この事業は「令和8年度福島  
特定原子力施設地域振興交  
付金」を活用しています。



福島県建設業の魅力発信マスコットキャラクター

土から生まれた  
どぼっく

# 福島県デジタル環境整備補助金の概要表

事業	経費区分	補助対象者	内容	補助率・上限額（注6）	交付回数
新規入職者人材育成研修（注1）	研修経費	① 建設業者 ② 建設コンサルタント	新規入職者への技術力の向上を目的とした、講習会等の受講費、又は講習会等開催のための講師謝金、会場費、テキスト等の経費	補助率 2分の1以内 上限額 20万円	1建設業者／1建設コンサルタントにつき1回
	システム導入費（注3）	① 建設業者 ② 建設コンサルタント	バックオフィス業務に関するソフトウェア等の導入経費	補助率 2分の1以内 上限額 30万円	1建設業者／1建設コンサルタントにつき1回
バックオフィス導入（注2）	人材育成費	① 建設業者 ② 建設コンサルタント	次に掲げるもののうちいずれかの経費 （ア）バックオフィス担当者がスキルアップのために、講習会等の受講に要する経費 （イ）バックオフィス業務の専門家から助言を受ける場合に要する経費	補助率 2分の1以内 上限額 30万円	1建設業者／1建設コンサルタントにつき1回
	ICT機器類導入	I型（注4）	建設業者	次に掲げるもののうちいずれか一つ以上を導入する経費 （ア）従来建機に取り付けることでICT施工を可能とする後付け機器 （イ）ICT建設機械 （ウ）ICT測量機器 （エ）3次元設計ソフトウェア （オ）その他必要と認めるもの	補助率 2分の1以内 上限額 100万円
	II型（注5）	建設コンサルタント	次に掲げるもののうちいずれか一つ以上を導入する経費 （ア）ICT測量機器 （イ）3次元設計ソフトウェア （ウ）その他必要と認めるもの	補助率 2分の1以内 上限額 100万円	1建設コンサルタントにつき1回

（注1）新規入職者とは補助事業者に所属し、交付申請時点において、採用1年未満のものをいう。

（注2）システム導入費と人材育成費のどちらにも申請する場合は、それぞれに申請するものとする。

（注3）パソコンやタブレットなど汎用性があるものは対象外とする。

また、既存システム（ソフトウェア）の更新費用は対象外とするが、導入済ソフトウェアのライセンスを追加する等、取組を拡大することに要する経費は対象とする。

（注4）アからエにかかる購入費を対象とする。このうち、アにかかる購入費には当該機器の取付費を含み、エにかかる購入費には補助事業の実施期間にかかる当該ソフトウェアの使用料を含む。

（注5）アからイにかかる購入費を対象とする。このうち、イにかかる購入費には補助事業の実施期間にかかる当該ソフトウェアの使用料を含む。

（注6）補助率は、補助対象経費に対する割合をいう。（万円未満の端数切り捨て）